

# 学校いじめ防止基本方針

館山市立房南中学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 1 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校は、全生徒をいじめの問題に関わる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応すべきものである。

## 2 校内いじめ対策組織について

- (1) 名称 校内いじめ防止対策委員会（校内組織＝生徒指導委員会）
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・生徒指導主事・各学年職員1名・養護教諭  
スクールカウンセラー・市教委指導主事 等
- (3) 会議開催 毎週1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 役割
  - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成・実行・検証・修正を行う役割
  - ② いじめの早期発見のため、相談・通報窓口としての役割
  - ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ④ 学校のにじめに係る状況及び対策について、家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携協働による取組の推進
  - ⑤ 学校のにじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒に対する支援。加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
  - ⑥ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割
- (5) 事務局 ◎教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー 等  
※日常的な相談・対応の窓口、組織の中核

### 3 いじめの未然防止について

#### (1) いじめ防止の環境づくり

- ・生徒会の活動方針として、いじめ防止（撲滅）を設定。
- ・生徒会の活動として、いじめ防止のポスター作製・掲示。
- ・教職員の生徒の呼び方を「〇〇さん」とする。（呼び捨てをしない）
- ・学校全体で暴力や暴言（教職員の不適切な発言や体罰を含む）の排除を徹底する。
- ・情報モラル教育の実施。

#### (2) 「わかる授業」の展開

- ・セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施。
- ・授業後の成果・課題と改善方法の年間指導計画への記録。
- ・週指導記録簿における教職員の実質的有効活用（授業後の成果と課題等）と管理職の指導の充実。
- ・「授業練磨の公開日」を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実。
- ・年3回のフリー参観週間の実施。

#### (3) 道徳教育・体験活動の充実

- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、考え、議論することを意識した道徳教育を推進する。
- ・映像教材の積極的な活用を図る。
- ・総合的な学習の時間における「房南タイム」の活用による地域の方や地域の施設との交流。
- ・生徒会による「あいさつ運動」の活発化。
- ・異学年交流の実施。（縦割り活動、全校レク、小学生との交流）
- ・チャレンジ感動 in 館山の充実（2年生）。
- ・学級活動として、ソーシャルスキルトレーニングの実施

#### (4) いじめ防止の啓発活動

- ・生徒会主催の集会等で、いじめ防止を訴える企画を実施。
- ・人権作文の積極的な応募。
- ・「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」の配付。

#### (5) 指導方針等の周知

- ・学校は、いじめに対して厳正に対応することを生徒と家庭へ、たよりの配付とPTA総会や懇談会にて周知。
- ・学校は、いじめの軽重に関わらず、全教職員の情報共有化とともに、関係生徒の保護者へ事実と指導について連絡をすることを生徒と家庭へ、たよりの配付とPTA総会や懇談会にて周知。
- ・学校は、いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとることを、生徒と家庭へ、たよりの配付とPTA総会や懇談会にて周知。

#### 4 いじめの早期発見と相談・通報について

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施
  - ・保護者対象のアンケート調査を年2回以上実施し集計分析。
  - ・生徒対象のアンケート調査を2ヶ月に1回実施し集計分析。
  - ・教育相談旬間を年3回設定し、生徒への積極的関わりの推進。
  - ・ライフ（生活ノート）等から得た情報を活用し、生徒との面談や保護者面談等を実施し、いじめの早期発見・相談に努める。
  - ・スクールカウンセラーによる全校生徒を対象としたショートカウンセリングを実施し、相談しやすい環境を醸成する。
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
  - ・可能な限り、休み時間や放課後の生徒の様子を観察する。（校内の死角も）
  - ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」と思った場合は、すぐに学年内・校内いじめ防止対策委員会事務局等で情報を共有する。
  - ・部活動での生徒の状態について、学年職員・顧問・校内いじめ防止対策委員会事務局とで常に情報を共有する。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
  - ・生徒への情報モラル教育や教員のネットいじめ対策研修、教員及び保護者への研修等への講師派遣事業を活用し、ネットトラブルに関する最新の知見を得ながら、学校と家庭の連携を深め、情報モラル教育を推進する。
  - ・ネットいじめに関する事案に対処できるよう、ネットパトロールの情報提供等を得ながら、体制の整備を進める。
- (4) いじめに関する窓口の常設
  - ・校内いじめ防止対策委員会事務局の日常的な相談・対応の窓口としての活動の推進。
  - ・「ハートボックス」を活用し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
  - ・全教職員自身がいじめに関する窓口であるという認識を持つように管理職が指導するとともに、生徒・保護者へ全教職員自身がいじめに関する窓口であることを公言する。
  - ・生徒がいじめに関わる事案を校内で相談できない場合に対応できるように、「館山市いじめ相談室（Tel 0120-105-783）」や、「24時間子供SOSダイヤル」等の相談機関を生徒・保護者へ周知する。
- (5) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
  - ・いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
  - ・事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
  - ・HyperQ Uテストの結果を分析し、いじめ事案等の早期発見に努め、また、それに基づいた対応を行うことで早期解決を目指す。

## 5 いじめを認知した場合の対応について

### (1) いじめ事案に関わる聞き取り

- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、その周辺にいたと思われる生徒個々から、校内いじめ防止対策委員会事務局と担任等が、いじめ事案に関わる状況を聞き取り、記録に残す。聞き取り内容に齟齬があった場合は、改めて聞き取りを行い、事実確認を確実に行う。なお、聞き取り時には生徒の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。

### (2) いじめを受けた生徒の安心安全の確保と支援体制の構築

- ・聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会事務局は安心安全の確保の方法（いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼等）を検討し、すぐに実行する。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制（事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼 等）を、いじめを受けた生徒とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。

### (3) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、関係生徒の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。（いじめを受けた生徒の保護者への学校管理下におけるいじめを防げなかったことの説明等を含む。）
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、必要に応じて、関係機関（教育委員会・市こども課・警察 等）へ協力を要請する。

### (4) いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた生徒とその保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

### (5) いじめの解消について

いじめの解消については、次の2点が満たされている必要がある。また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること。

- ・いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とするが、いじめ被害の重大性や状況を踏まえ、目安に関わらず、その期間を改めて設定し、継続して注視していく。

#### ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・児童生徒及び保護者に対し、面談等を通じて、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛

を感じていないことを確認する。

#### (6) 再発防止のための指導・啓発

##### ① いじめを受けた生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声掛けする。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを行った生徒からのいじめを受けないように措置をするとともに、同じ生徒からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、校内いじめ防止対策委員会事務局へすぐに知らせるように指示するとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意思をはっきりと伝える。

##### ② いじめを行った生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること。
- ・必要に応じて関係機関へ連絡することを、当該生徒の保護者に連絡することをしっかり伝え、自分のしたことの重大性を感じさせる取組を行う。
- ・「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、いじめを行った生徒の人格等を否定するものではない。したがって、校内いじめ防止対策委員会事務局は、当該生徒のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声掛けする。

##### ③ 傍観していた生徒

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、「いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめの問題に関わる対象を全生徒と考える」ことを、観衆等としていた生徒へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇気」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、いじめ防止（撲滅）に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

#### (7) いじめ事案に関わる情報提供

- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめの状況によって、関係機関に連絡し、情報提供を行い情報の共有化を図る。

(8) 具体的ないじめの態様の例

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

【生命・心身又は財産に重大な被害】

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【相当な期間】 ・年間30日間

(2) 報告と対応

- ① 校長は重大事態の発生について、市教委を通じて市長（教育長）へ迅速に報告する。  
※生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、  
重大事態か否かの判断に関わらず、報告する。

第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発 受 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事

見・理 → 教頭・校長 → 市教委 → 教育長・市長

者 者 → （必要に応じて）医療機関・警察関係機関 等

第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

校長・教頭 → 担当者へ報告書作成指示 → 校長 → 市

報告書内容：①いつ（いつ頃から） ②誰が ③誰から ④どんないじめ ⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか（当該生徒・その他生徒・保護者）等

※いじめを受けた生徒の身体的状態によっては、事故報告も提出する。（事故報告の第1報を含む）

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→書面→教頭・校長の確認

- ② 校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全の確保を優先し、「5いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

### (3) 調査

#### ① 調査主体＝学校の下組織

i : 名 称 校内いじめ調査委員会

ii : 構成員 ◎校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・生徒の担任 等

- #### ② 調査方法
- ・いじめを受けた生徒からの聞き取り
  - ・いじめを行った生徒からの聞き取り
  - ・関係した生徒、見ていた生徒等からの聞き取り 等
  - ・個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

#### ③ 調査内容 客観的事実関係を明らかにするための調査を行う。

i : いつ (いつ頃から) ii : 誰が iii : 誰から

iv : どんな v : いじめを生んだ背景・事情

vi : 生徒の人間関係 vii : 認知後の学校の対応 等

## 7 公表、点検、評価等について

### (1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載する。
- ・学校いじめ防止基本方針を掲載した学校たより等を作成し、各家庭へ配布する。
- ・PTA総会、懇談会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する。

### (2) いじめ事案への取組の評価・分析

- ・生徒及び保護者対象のアンケート調査と集計分析。
- ・学校評議員による取組の評価と分析。

### (3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・学校のホームページ等から学校いじめ防止基本方針に対する意見を求める。
- ・生徒及び保護者対象のアンケート調査の分析や学校評議員の評価と校内教職員でまとめたいじめ事案への取組についての成果と課題をもとに、学校いじめ防止基本方針を見直し、公表する。

## 8 その他

(1) この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他、「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は、校内いじめ防止対策委員会が中心となり、校内で十分に検討し、校長の責任において定める。

(2) この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は、改訂日を記載し、改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

(3) この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年3月1日から運用する。

(4) この「学校いじめ防止基本方針」は平成30年4月1日に改定し、同日から運用する。

(5) この「学校いじめ防止基本方針」は平成30年10月15日に改定し、同日から運用する。